

令和3年11月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年11月10日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

| | |
|-----|----------|
| 1番 | 赤司 久美 委員 |
| 2番 | 秋永 憲一 委員 |
| 3番 | 今村 裕一 委員 |
| 4番 | 内田 正隆 委員 |
| 5番 | 江上 哲夫 委員 |
| 6番 | 大石 敏裕 委員 |
| 7番 | 甲斐サエ子 委員 |
| 8番 | 笠 幸夫 委員 |
| 9番 | 黒岩 純 委員 |
| 10番 | 古賀 喜治 委員 |
| 11番 | 後藤 靖子 委員 |
| 12番 | 末次 龍夫 委員 |
| 13番 | 田中 文 委員 |
| 14番 | 田中 修二 委員 |
| 15番 | 田中 弥生 委員 |
| 16番 | 手島富士雄 委員 |
| 17番 | 富安 辰行 委員 |
| 18番 | 鳥越 文生 委員 |
| 19番 | 中村 裕 委員 |
| 21番 | 日比生和雄 委員 |
| 22番 | 深川 嘉穂 委員 |
| 23番 | 柳 壽祥 委員 |
| 24番 | 山口 啓一 委員 |

欠席委員は無し。

事務局の出席者は5名である。

事務局

おはようございます。11月の総会の定刻になりましたので、入らせていただきたいと思っております。

今日は、御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、議案書の訂正がございますので、先にお願ひします。

議案書の11ページでございますけれども、第5号議案、非農地証明についての備考欄でございます。

この11ページの備考欄に「地図No. 10」となっておりますけれども、都合により、これは19番となりました。19番の誤りですので、申し訳ありませんが、「地図No. 19」と御訂正いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、11月の総会の開催に当たりまして報告いたします。

本日は、現委員数24名全員の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長

皆様、おはようございます。

ずっと厳しい寒さが参りました。立冬に入って気候がこんなふうに変動したというようなことでございます。冷気が身にしみ込むようになりました。十分、体には気をつけていただきたいというふうに思うところであります。

そして、今、局長からお話がありましたように、農業委員全員24名出席ということで、本当にうれしく思います。

通知にも上げておりましたように、九ヵ月ぶりに、今回、全員で総会を開催することができるようになりました。本当に喜ばしいことだというふうに思っています。それから、審査についてはできるだけ短時間で行いたい、時間短縮を徹底していきたいと思うところでありますので、皆さんの御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

事前に資料等も配布しておりますので、十分御検討いただけたらと思いますので、そういう中で短縮をやりながら進めていきたいと思ひます。

本当に九ヵ月ぶりですかね。こういうような形で実施されるので本当にうれしく思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、11月の農業委員会総会を開催させていただきます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1 ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から2ページ、6番までの6件です。
3ページをお願いいたします。
西部地域、7番から、4ページ、11番までの5件です。
以上、審議番号1番から11番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 5ページをお願いいたします。
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、北野町中、畑、2筆計188㎡。
申請理由、施工期間及び計画内容を変更するものです。

変更内容、施工期間が令和3年5月11日～令和3年7月31日までだったのを、許可後～令和4年3月31日までで、計画内容が、ガードレールを撤去して出入口を設けるだったものを、一体利用地として隣接地に出入口を設ける、及び土の入替えを行うに変更するものです。

こちらにつきましては、令和3年5月11日付にて、4条許可がなされたものです。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、山川神代一丁目、畑、34㎡。
申請理由、申請地に車庫を建築するものです。
2番、申請地、北野町十郎丸、田・畑、2筆、計238㎡。
申請理由、申請地に倉庫を建築するものです。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているという
ことで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決をされました。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた
しますが、審議番号3番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与
の制限に該当いたします。よって、第4号議案は審議番号3番とそれ以外に分けて
審議いたします。
議席番号**番、****委員の退席を求めます。

****委員 退席

議 長 それでは、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が
提出されたので付議いたします。
東部地域、3番、1件です。
3番、申請地、田主丸町竹野、畑、292㎡。
申請理由、申請地を取得し、公民館を建築するものです。
農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、
不許可の例外規定を適用しております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているということで割愛をさせていただきます。ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案、審議番号3番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案、審議番号3番は可決されました。

審議番号3番の審査が終了しましたので、退席をされています議席番号**番、****委員の出席を求めます。

****委員 入室

議 長 ****委員に報告をいたします。審議番号3番は可決されました。続きまして、審議番号3番を除く第4号議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番を除く8ページ6番までの5件です。

1番、申請地、山本町耳納、畑、487㎡。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

第4号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

2番、申請地、山本町耳納、畑、397㎡。

申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

第4号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

続きまして、4番、申請地、田主丸町益生田、畑、420㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫を建築するものです。

5番、申請地、北野町十郎丸、畑、630㎡。

申請理由、申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。

8ページをお願いいたします。

6番、申請地、北野町中、田、2筆、計299㎡。

申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

続きまして、西部地域、7番から10ページ15番までの9件です。

7番、申請地、大善寺町宮本、田、2筆、計1,375㎡。

申請理由、申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地（6区画）として利用するものです。

8番、申請地、安武町安武本、田、749㎡。

申請理由、申請地を取得し、農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、安武町安武本、田、2筆、計2,057㎡。

申請理由、申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地（8区画）として利用するものです。

9ページをお願いいたします。

10番、申請地、安武町安武本、田、10筆、計1万3,730㎡。

申請理由、申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地（48区画）として利用するものです。

11番、申請地、三瀨町壱町原、田、148㎡。

申請理由、申請地を取得し、建売住宅1戸を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

12番、申請地、三瀨町高三瀨、田、2筆、計1,483㎡。

申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（10区画）として利用するものです。

13番、申請地、三瀨町田川、田、375㎡。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

14番、申請地、三瀨町田川、田、323㎡。

申請理由、申請地を取得し、事務所の敷地を拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

15番、申請地、三瀨町田川、田、335㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、9ページの審議番号10番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。審議番号3番を除く第4号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号3番を除く第4号議案は可決されました。なお、審議番号10番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取いたします。続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。
第5号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、善導寺町与田、田、232㎡、現況、宅地。
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後、20年以上経過しているものです。
地図はNo. 19です。
以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 12ページをお願いいたします。
第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番から3番までの3件です。
1番、申請人、善導寺町飯田、*****、経営面積、5万7,272㎡。
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、北野町中川、*****、経営面積、5万1,089㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

3番、申請人、三潞町玉満、*****、経営面積、74万7,061㎡。
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人*****の構成員である申請人が取得し、同法人に貸し付けるものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

- 1、所有権移転、9件。
- 2、利用権設定（通年作）、718件。
- 3、利用権設定（期間借地）、123件です。

利用権設定は、久留米市では年に2回、6月と11月に決定を行っており、今月は11

月26日から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

14ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から4番までの4件です。

1番、所在地、草野町吉木、畑、3筆、計5,473㎡。

推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在地、高良内町、田、2筆、計2,479㎡。

推進機構への売り渡しとなります。

3番、所在地、善導寺町飯田、田、1,533㎡。

推進機構への売り渡しとなります。

4番、所在地、善導寺町飯田及び善導寺町飯田、田、4筆、計5,713㎡。

推進機構への売り渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

第3区、5番から7番までの3件です。

5番、所在地、北野町十郎丸、田、2,932㎡。

推進機構からの買い入れとなります。

6番、所在地、北野町中川、田、2,123㎡。

推進機構への売り渡しとなります。

7番、所在地、北野町仁王丸、田、5,972㎡。

推進機構への売り渡しとなります。

第4区、8番、2件です。

8番、所在地、城島町青木島、田、2筆、計7,614㎡。

推進機構への売り渡しとなります。

第5区、9番の1件です。

9番、所在地、三瀨町玉満、田、732㎡。

推進機構への売り渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）。

こちらは、右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数、718件、筆数、1,745筆、設定面積、242万5,671.21㎡です。

17ページをお願いいたします。

3、利用権設定（期間借地）。

こちらについても右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数、123件、筆数、267筆、設定面積、54万521㎡です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から9番まで、2、利用権設定（通年作）、718件、3、利用権設定（期間借地）、123件。以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。
引き続き、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
報告第4号、農地法第5条の規定による許可の取消願について。
報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の撤回願について。
事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。
したがって、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、1番、赤司久美委員、13番、田中文委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。